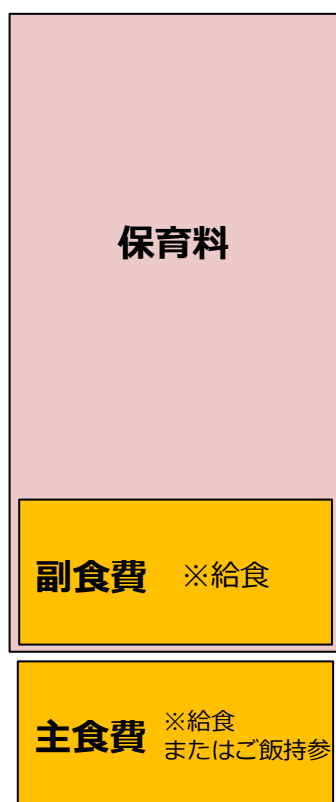


給食費の取扱いについて

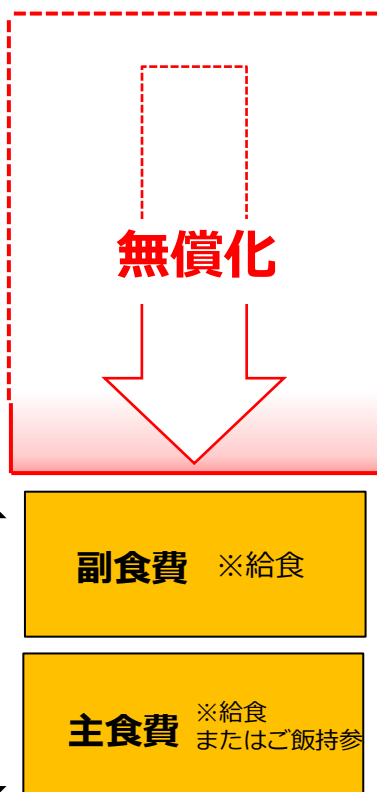
- **給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、**無償化後も保護者の負担となります。**
- 現在の3～5歳児（2号認定）の給食費は、次のとおりです。
 - ・ **主食費（お米など）**・・・施設にお支払い、または、ご飯を持参
 - ・ **副食費（おかず）**・・・保育料の一部としてお支払い
- 10月からの3～5歳児（2号認定）の給食費は、次のとおりです。
 - ・ **主食費（お米など）と副食費（おかず）**・・・施設にまとめて支払い、または、施設にご飯を持参し、副食費（おかず）を施設に支払い
- 3～5歳児（1号認定）の給食費は、これまでどおり、保護者の負担となります。

[これまで]



保護者
負担

[無償化後（令和元年10月以降）]



保育料（副食費を除く）
が無償化されます。

給食費は、引き続き保護者の負担となります。